



刑事法分野における法整備支援の展望

河村, 有教

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 07/ 4J

(Issue Date)

2007-04

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100072>



CDAMS ディスカッションペーパー

07/4J

2007年4月

刑事法分野における法整備支援の展望

河村 有教

CDAMS

「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

刑事法分野における法整備支援の展望*

河村 有教

アジア諸国は実に多種多様ですが、世界経済の融合と連携の深化、異文化交流の機会の増加、政治主体の多様化、社会問題の世界化とグローバリゼーションの波を受けて、貿易・投資や国境を越える問題など、様々な分野での協力を進めています。昨今、国内でも、東アジア地域において、多数国間にまたがる様々な分野において協力を積み重ねることで信頼感を醸成し、互いの潜在力を十分活かしながら、開かれた共同体を形成していこうと「東アジア共同体構想」について積極的に議論されています。

ASEAN 諸国においては、2003 年 10 月に開かれた第 9 回 ASEAN 首脳会議において、「第二 ASEAN 協和宣言 (Declaration of ASEAN Concord II)」が採択され、地域統合に向けての「ASEAN Vision 2020」が出され、経済共同体、社会・文化共同体、そして安全保障共同体の創設が合意されました。2007 年 1 月に開かれた第 12 回 ASEAN 首脳会議では、共同体の創設目標が 2015 年に繰り上げられています。その中で、ASEAN 安全保障共同体 (ASC) の役割は、「加盟国が民主的環境で平和の推進のために、政治と安全保障の分野での協力を高めること」とされ、安全保障の様々な課題の中で、とりわけテロ、麻薬等の薬物の密輸、販売等、国境を越える犯罪に対する協力が強調されていることが注目できます。

また、国内でも、中国人、ブラジル人等の外国人が日本国内で犯罪を行い母国へ逃亡す

* 本ディスカッション・ペーパーは、2007 年 3 月 26 日に神戸大学大学院国際協力研究科にて行われた香川孝三教授退職記念・『法整備支援論』出版記念シンポジウムでの報告原稿に当日配布したレジュメを加えたものである。

る、「逃げ得」に対して、「代理処罰」のことがメディアで盛んに報道されていますが、刑事司法分野における捜査の国際化、国際捜査共助体制の確立に向けて EU やアメリカのみならずアジア諸国内においても積極的に議論されるようになってきました。

これらのことから、周辺国の刑事司法を理解し、また将来的にアジア諸国の刑事司法の法整備のお手伝いをしていくことは、わが国にとっても非常に重要なことと言えます。そこで、私の報告は、「刑事法分野における法整備支援の展望」をテーマに、少しお話をさせていただきます。先ず、刑事司法分野におけるわが国の国際協力の現状と課題について述べ、それから刑事司法分野における法整備支援の展望について検討したいと思います。

今日、自由な貿易・投資環境の整備のための法整備支援のみならず、人権・民主主義などの統治の仕組みの改革を含めた広い視野からの法整備支援のあり方が模索されてきているのは、四本先生のご報告からもおわかりいただけたかと思います。

わが国では、国連アジア極東犯罪防止研修所（現在では、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が全面的に運営を任されています）が、「人づくり」を基本として、海外からの研修員の受入を中心に、刑事司法実務家の人材育成に力を注いできました。毎年、春と秋の二回、春は犯罪者処遇について、秋は犯罪防止や犯罪対策の問題を中心に、アジア・太平洋諸国のほか、アフリカ、中南米など、世界各国の警察、検察、裁判、矯正保護、その他の刑事司法関係諸機関の中堅ないし幹部職員を対象として「国際研修」が実施されてきました。その他「高官国際セミナー」や世界各国や国連などの要請を受け、特定の国における効果的な刑事司法の実現に向けた「特設研修」等も行われてきました。

また、国連アジア極東犯罪防止研修所における国際協力以外には、警察庁において、外国治安機関等を招聘してのセミナーや会議の開催、発展途上国からの研修員の受入、そして、警察運営、交番制度、捜査手法、犯罪鑑識、交通管理等、警察全般にわたって技術指

導する専門家の派遣を中心に行われています。

以上からもおわかりのように、わが国においては、基本的には、人材育成あるいは専門家派遣のかたちでこれまでは協力が行われてきました。

しかし、最近では、警察庁における「インドネシア国家警察改革支援プログラム」のように、一国の警察制度を包括的に支援する大きな試みも行われてきています。地域社会と密着した交番 (Police Station) 制度、警察の政治的中立と民主的運営を確保するために国民の代表が警察を管理する公安委員会制度、鑑識技術や110番システムなどが国際的にも評価されており、わが国の警察の技術とノウハウにも注目がおかれていることがあげられます。

警察庁における「インドネシア国家警察改革支援プログラム」については、名前は制度改革支援ではありますが、その支援の実際は、警察人材の育成と薬物の簡易鑑定技術や薬物に関する資料の作成・提供における専門家派遣の支援であり、これまでの支援の方法・内容とほぼ同じであると言えます。一点、注目すべきは、実際の経験（「実務研修」）を通して人材の育成をはかることであり、日本の各都道府県警察へ研修員を派遣し（「交番」勤務）、実務の研修を行わせるという試みが行われていることです。

しかし、プロジェクトが開始されてから一年以上経過した後のフォローアップ調査の報告によると、日本側のリードによる成果と呼べるものが生み出されておらず、さらにはプロジェクト実施場所の警察署の職員、そして地域住民からも、日本の支援の具体策に対する不信感を頂かれたという指摘もあります。

また、インドネシア警察と地域社会の関わりようについての基礎的調査が不足していたこと、支援前のインドネシアにおける法、制度、そして社会の関わりあいについての深入りの理解がなされていなかったことなどの反省があげられています。加えて、警察制度改革だけにとどまらない、法システムや司法制度といった全体的な制度改革の必要性が感じられていま

す。警察に関する技術導入や制度改革は、極めて政治的問題であることが多く、政治形態との関係での支援の困難さも指摘されています。

今日、他支援国、機関の支援の内容を見てみますと、とりわけ世界銀行、スウェーデン国際開発協力庁、アメリカ合衆国国際開発庁などの支援に代表されますが、国内法制度上の人権の保障に注目が向けられており、「法の支配」の確立に向けて、具体的には、憲法上の基本的人権の保障、違憲審査制度の確立、司法の独立の強化などの「制度改革」支援が行われています。

しかし、「制度改革」支援については、先の警察庁における「インドネシア国家警察改革支援プログラム」においてもふれたように、その国の国体、政体、あるいは国情との関係で極めて支援は困難が予想されます。たとえば、司法の独立に向けて支援を行うとしましょう。たとえば司法の独立がなされたとしても、現状においては、司法に対する国民の根強い不信感の中で腐敗を妨げるモニタリングの機能がなくなったことによって、汚職がよりいっそうはびこる、または能力不足による司法運営の支障をきたすおそれがあります。さらには、すでに存在する関係諸制度との断絶を要求しなければならず、支援は極めて困難であると言えます。

ベトナム政府から出された司法改革の方針において、司法改革は、民族の伝統とベトナム社会主義の司法基盤を継承することが前提とされており、外国の経験をベトナムの事情と合わせて選択的に受け入れていくとされます。中国の「社会主義法治」論も、基本的には、中国の国情から出発して、中国型の社会主義建設において需要のあるものに依拠して、取捨選択し、さらには実践において修正していかなければならない、中国政治体制に依拠するかたちでの西洋法原理の取捨選択であり、取捨選択においては、党と国家のイデオロギーが優先されるというところに特徴があります。

したがって、いまして、「制度改革」支援を行う場合には、その国の国体、政体、国情における司

法の位置づけ、さらにはその社会における司法のあり方を十分に認識した上で、被支援国の既存の制度をいかしつつ、被支援国に多様な制度選択を提供することが重要となります。「司法の独立」から体制を抜本的に変えずとも、既存の司法制度をいかしながらも、司法の公正、効率化、さらには司法の独立の強化を検討していく必要があります。

ベトナムでは、2005 年 5 月、6 月に、ベトナム共産党中央委員会政治局から「2010 年までの法律システムの構築と整備のための戦略及び 2020 年までの方針」、「2020 年までの司法改革戦略」が相次いで出され、今後のベトナムにおける法整備及び司法改革の目標及び方向性が示されました。中国でも、1990 年代末以降、法院、検察などから司法改革案が議論されはじめ、2002 年中国共産党第 16 回全国代表大会において司法体制改革の推進が打ち出され、中央政法委員会において司法改革について議論するためのグループが設けられ、2004 年にはそのグループからの司法改革に関する意見が出されています。それらの内容を見てみると、刑事司法に関する改革も多く含まれており、ベトナムや中国等の長期的な司法改革戦略から、将来的には刑事司法分野におけるアジア諸国からの法整備支援の要請も当然のことながら考えられます。

人材育成や専門家派遣のみならず、今後は「制度改革」支援が重要であること、そして、刑事訴訟におけるベトナムの監督審や中国の「裁判監督手続」の制度改革を考えるとところから、「制度改革」支援を行うにあたって「制度改革」支援の手法について探っております。詳しくは『法整備支援論－制度構築の国際協力入門』を読んで頂くこととして、今後ご関係者方のご意見等を頂きまして、より洗練された政策的提言ができますよう、研究に精進していきたいと思います。

その他、冒頭のところでも述べました通り、アジアの多くの国において、テロリズム、違法薬物、人身売買、マネーロータリング、サイバー犯罪、海賊、武器輸出、国際経済犯罪など国

境を越える犯罪は安全保障の最重要課題であります。これまで、JICA のイニシアチブにより、海上保安庁との協力で、国際テロリズム事件捜査セミナー、海上犯罪取締セミナー、インドネシア・マナーロータリング対策セミナー、科学テロリズムの事前対処及び危機管理セミナーといったセミナーの開催、法執行機関のみならず、出入国管理行政や海上保安等の担当者を対象にして人材育成、さらには法案作成の取組みがなされてきました。ASEAN 事務局との連携を通じて越境犯罪に対処するキャパシティ・ビルディングの強化支援について、どのような支援プログラムを具体化していくべきかさらに検討していく必要があります。

(2007 年 3 月 26 日)

【参考文献】

長島敦「国際社会と『アジ研』の歴史ーその誕生から 10 年間の歩みー」『罪と罰』27 巻 4 号、1990 年 7 月。

法務省法務総合研究所国際連合研修協力部「犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国際協力ーアジア極東犯罪防止研修所の活動ー」『法曹時報』31 巻 5 号、1979 年 5 月。

相澤恵一「犯罪防止及び刑事司法に関する国際研修ーアジ研の活動ー」『罪と罰』38 巻 4 号、2001 年 8 月。

西川徹矢「警察と国際協力」河上和雄＝國松孝次＝香城敏磨＝田宮裕編『講座 日本の警察 第 1 巻 警察総論』立花書房、1993 年。

宮越極＝笠原俊彦「日本警察における国際協力の現状と課題」『警察学論集』56 巻 10 号、2003 年 9 月。

河村有教「法の現代化と中国型《法治》論」『中国研究論叢』5 号、2005 年 8 月。

——「中国刑事訴訟における裁判監督手続について—裁判の『確定』という観念はないのか—」『神戸法学雑誌』第 55 巻第 2 号、2005 年 9 月。

——「刑事司法分野における日本の国際協力—現状及び課題と展望—」『神戸法学雑誌』第 56 巻第 3 号、2006 年 12 月。

——「中国刑事訴訟における裁判監督手続の構造—ベトナム、ロシアにおける現行刑事訴訟法上の監督審・再審との比較—」（比較法学会個別報告概要）『比較法研究』68 号、近刊。

国際協力機構「JICA におけるガバナンス支援—民主的な制度づくり、行政機能の向上、法整備支援—」調査研究報告書、2004 年。

山崎裕人「インドネシア国家警察改革支援」『警察学論集』56 巻 10 号、2003 年 9 月。

広畑史朗＝江口有隣「国際協力の新展開～警察庁『国際協力推進要綱』の制定～」『警察学論集』58 巻 11 号、2005 年 11 月。

河野毅「インドネシア国家警察改革の必要性と日本警察による改革支援のあり方について」『警察学論集』58 巻 11 号、2005 年 11 月。

杉山芳朗「国際捜査研修所における国際協力の現状と課題」『警察学論集』58 巻 11 号、2005 年 11 月。

杉俊弘＝内海裕子「警察庁『国際協力推進要綱』について」『警察時報』61 巻 1 号、2006 年 1 月。

國分隆文「ベトナムと判例の微妙な関係」『法曹』第 670 号、2006 年 8 月。

香川孝三先生ご退職および『法整備支援論』出版記念シンポジウム(2007年3月26日)

刑事法分野における法整備支援の展望

河村 有教(神戸大学)

0. はじめに

執筆分担箇所:「法整備支援をめぐる法学の言説」,「刑事法分野における支援可能性」

■ アジアの地域統合に向けての動き

- ・ 東アジア共同体構想
- ・ ASEAN Vision 2020 (2015)
経済共同体, 社会・文化共同体, 安全保障共同体の創設

■ 刑事司法における国際協力

- ・ 犯罪者の国外逃亡
- ・ 捜査・司法に関する国際共助

1. 刑事法分野におけるわが国の国際協力の現状と課題

■ 国連アジア極東犯罪防止研修所(アジ研)における人材育成

- ・ 国際研修, 高官国際セミナー, 特設研修など
- ・ 人材育成, 専門家派遣

■ 警察庁における「インドネシア国家警察改革支援プログラム」

- ・ 実務研修の試み

2. アジア諸国の司法改革戦略とわが国への法整備支援要請の可能性

民商事法分野中心の自由な貿易・投資環境整備の支援から
刑事法分野を中心とする人権・統治の仕組み改革の支援へ

3. 刑事法分野における法整備支援の展望

■ 「制度改革支援」に向けて

「制度改革支援」の重要性と手法

■ 越境犯罪に対処するキャパシティ・ビルディングの強化支援に向けて